（困難債権整理回収協定の定めによる業務により生じた利益の額）

第二条の十三　法附則第十五条の五第二項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した額は、困難債権協定銀行（同項第一号に規定する困難債権協定銀行をいう。次項、次条及び第二条の十五において同じ。）の各事業年度の第一号に掲げる収益の額の合計額から第二号に掲げる費用の額の合計額を控除した残額とする。

一　収益

イ　買取資産に係る譲渡益

ロ　買取資産である金銭債権及び有価証券に係る償還、払戻し又は残余財産の分配に伴う収益

ハ　買取資産である金銭債権及び有価証券に係る貸付金利息、受取配当金及び有価証券利息

ニ　その他困難債権整理回収協定（法附則第十五条の五第二項に規定する困難債権整理回収協定をいう。次号において同じ。）の定めによる業務の実施による収益

二　費用

イ　買取資産に係る譲渡損

ロ　買取資産である金銭債権及び有価証券に係る償還、払戻し又は残余財産の分配に伴う損失

ハ　買取資産である金銭債権に係る貸倒れによる損失

ニ　困難債権整理回収協定の定めによる資産の買取りのために必要とする資金その他の困難債権整理回収協定の定めによる業務の円滑な実施のために必要とする資金に係る借入金の利息

ホ　その他困難債権整理回収協定の定めによる業務の実施のために必要とする事務費その他の費用

2　困難債権協定銀行は、毎事業年度、前項に規定する残額があるときは、当該残額に相当する金額を当該事業年度の終了後三月以内に機構に納付するものとする。

（機構が特定回収困難債権の買取りの委託を行う場合について準用する法の規定の読替え）

第二条の十四　機構が困難債権協定銀行に対し特定回収困難債権（法第百一条の二第一項に規定する特定回収困難債権をいう。）の買取りの委託を行う場合について法附則第十五条の五第七項において法の規定を準用する場合においては、法附則第七条第一項第二号の二中「次条第一項第二号の三」とあるのは「附則第十五条の五第二項第三号」と、同項第三号中「整理回収業務」とあるのは「困難債権整理回収協定の定めによる業務」と、同項第五号中「次号並びに次条第一項第七号及び第八号」とあるのは「次号」と読み替えるものとする。

（困難債権整理回収協定の定めによる業務により生じた損失の額）

第二条の十五　法附則第十五条の五第八項において準用する法附則第十条の二に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、困難債権協定銀行の各事業年度の第二条の十三第一項第二号に掲げる金額の合計額から、同項第一号に掲げる金額の合計額を控除した残額とする。

附則第六条の二の次に次の一条を加える。

（協定後勘定に移転した住専債権について適用する法の規定の読替え）

第六条の三　法附則第二十一条の二第一項の規定により協定後勘定に移転した住専債権について同条第二項において法の規定を適用する場合においては、法附則第八条第一項第一号中「こと。」とあるのは、「こと及び附則第二十一条の二第一項の規定により協定後勘定に移転した住専債権に係る整理回収業務を行うこと。」とする。

附　則

この政令は、預金保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年十月二十九日）から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣　安住　淳

下水道法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百三十二号

下水道法施行令の一部を改正する政令

内閣は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七条及び第十二条の二第一項（同法第二十五条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の六第一項第三号の表中

嫌気無酸素好気法（有機物及び凝集剤を添加して処理するも限る。）に急速濾過法を併用する方法	

を

循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）又は嫌気無酸素好気法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法	に、「嫌気無酸素好気法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は」を「循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）、嫌気無酸素好気法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は」に、「嫌気無酸素好気法（有機物を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（有機物及び」を「循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）、嫌気無酸素好気法（有機物及び」に、「嫌気無酸素好気法（有機物を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（有機物及び」に、「嫌気無酸素好気法（有機物を」を「循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法、嫌気無酸素好気法（有機物を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（有機物を」に改める。

第九条の四第一項第十五号中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十三年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志
内閣総理大臣　野田　佳彦